

市議会令和7年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第54号・議案第55号

(第6集)

柏市

目 次

議案第54号	柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第54号資料	柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例について	7
議案第55号	財産の取得について（柏市立柏第三小学校給食用備品）	11
議案第55号資料	財産（柏市立柏第三小学校給食用備品）取得関係	15

柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例の制定について

柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、地域型保育事業等における保育内容支援の実施に係る連携施設の確保の特例を定めるとともに、地域型保育事業等における連携施設の確保に係る特例期間の延長等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改正する条例

(柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正)

第1条 柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該地域型保育事業者」を「地域型保育事業者」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

（柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部改正）

第2条 柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成26年柏市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項各号列記以外の部分中「第3項」を「第5項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中第7項を第9項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは，小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって，第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 4 号資料

柏市地域型保育事業設備運営基準条例及び柏市特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例の一部を改
正する条例について

柏市地域型保育事業設備運営基準条例（平成26年柏市条例第29号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 市長は、地域型保育事業者による代替保育の</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 市長は、<u>地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p>4 市長は、地域型保育事業者による代替保育の</p>

提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

柏市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業運営基準条例（平成26年柏市条例第30号）新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保</p>

しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定, 特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談, 助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)及び(3) 略

- 2 市長は, 特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって, 次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは, 前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項の場合において, 特定地域型保育事業者は, 次の各号に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に

しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定, 特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談, 助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2)及び(3) 略

- 2 市長は, 特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって, 次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは, 前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは, 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって, 第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

- 4 市長は, 特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって, 次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは, 第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には, 次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは, 第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって, 次の各号に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ当該各号に定めるものをいう。

確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 略

4 略

5 略

6 略

7 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 略

6 略

7 略

8 略

9 略

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

財産の取得について

柏市立柏第三小学校の給食用備品の整備のため、次のとおり財産を取得する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

給食用備品を取得したいので提案する。

1 取得する財産

次に掲げる給食用備品

- (1) 1槽シンク 7台
- (2) 2槽シンク 1台
- (3) 3槽シンク 5台
- (4) 移動シンク 10台
- (5) 移動台 30台
- (6) 作業台 13台
- (7) スタッキングカート 17台
- (8) 置型デジタル台はかり 3台
- (9) 卓上デジタルはかり 2台
- (10) 球根皮むき機 1台
- (11) L型運搬車 8台
- (12) カッターミキサー 1台
- (13) フードスライサー 1台
- (14) オーブン 2台
- (15) システム調理台 1台
- (16) 立体炊飯器 4台
- (17) 計量・充填機付洗米機 4台
- (18) 連続フライヤー 1台
- (19) タンク付油ろ過機 1台
- (20) 回転釜 7台
- (21) 和え物釜 2台
- (22) 真空冷却機 2台
- (23) 冷蔵庫 12台
- (24) 冷凍庫 3台
- (25) 牛乳保冷庫 2台
- (26) 洗浄機 2台
- (27) 包丁・まな板殺菌庫 4台
- (28) 熱風消毒保管庫 18台
- (29) キャビネット 5台
- (30) シェルフ 6台
- (31) 戸棚 1台

- (32) パン棚 3台
- (33) 缶切機 2台
- (34) クラス用ワゴン 42台
- (35) オートサンテーション 3台

2 契約の方法

制限付一般競争入札

3 取得価格

198,000,000円

4 契約の相手方

千葉県若葉区西都賀二丁目7番5号

株式会社関東三貴

代表取締役 石井勝之

議案第 5 5 号資料

財産（柏市立柏第三小学校給食用備品）取得関係

契約の経過

件名 柏市立柏第三小学校給食用備品

- | | | | | |
|---|----------|----|----|---------|
| 1 | 公告 | 令和 | 7年 | 1月15日 |
| 2 | 申請期間 | 令和 | 7年 | 1月16日から |
| | | 令和 | 7年 | 1月28日まで |
| 3 | 資格確認通知 | 令和 | 7年 | 1月29日 |
| 4 | 仕様書等閲覧期間 | 令和 | 7年 | 1月15日から |
| | | 令和 | 7年 | 2月5日まで |
| 5 | 開札 | 令和 | 7年 | 2月6日 |
| 6 | 入札の状況 | | | |

（単位 千円）

入札業者名	入札 第1回	結果
(株)関東三貴	<u>180,000</u>	落札
(株)フジマック	182,000	
日本調理機(株)	201,280	
(株)アイホー	206,000	
(株)中西製作所	210,000	
日本給食設備(株)	212,000	
新日本厨機(株)	212,000	

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----|----|----|-------|
| 7 | 仮契約 | 令和 | 7年 | 2月10日 |
|---|-----|----|----|-------|

財産取得入札参加業者調書

調査事項 \ 業者名	(株)関東三貴	(株)フジマック
代表者氏名	石井勝之	熊谷光治
本店の所在地	千葉県若葉区西都賀二丁目7番5号	東京都港区南麻布一丁目7番23号
売上高	537,479千円	38,400,000千円
販売の経験年数	51年	75年
資本金	10,000千円	1,471,150千円
主な実績	柏市立柏の葉小学校給食用備品[柏市]	給食用備品(1)その2[流山市]

日本調理機(株)	(株)アイホー	(株)中西製作所
齋藤有史	宮崎真嗣	中西一真
東京都大田区東六郷三丁目15番8号	愛知県豊川市白鳥町防入60番地	大阪府大阪市生野区巽南五丁目4番14号
18,443,815千円	21,675,929千円	36,602,049千円
69年	71年	56年
799,549千円	835,512千円	1,445,600千円
小学校給食用備品（食器洗淨機等）[松戸市]	柏市立田中小学校給食用備品[柏市]	（仮称）新高花学校給食センター調理機器[印西市]

調査事項 \ 業者名	日本給食設備(株)	新日本厨機(株)
代表者氏名	鈴木 雅 治	吉 村 二三夫
本店の所在地	東京都調布市国領町四丁目9番地4九曜国領駅前ビル3階	東京都大田区蒲田本町一丁目4番1号
売上高	1,086,808千円	3,769,756千円
販売の経験年数	60年	52年
資本金	30,000千円	70,000千円
主な実績	小中学校給食用備品[東京都台東区]	改修校分小学校給食備品(ドライ式回転釜他)[船橋市]

